

資料8 衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問に対する答弁書
(昭和56年5月29日提出) —抜粋—

集団的自衛権と憲法第九条、国際法との関係については必ずしも明瞭でないので、これを明らかにすることがこの際必要と考えるので、ここに質問主意書を提出する。

集団的自衛権について次のとおり質問する。

- 一 内閣としての統一した定義
- 二 独立主権国家たる日本は当然自衛権を持ち、その中に集団的自衛権も含まれるのか。
- 三 集団的自衛権は憲法上「禁止」されているのか。とすれば憲法何条のどこにどのように規定されているのか。
- 四 「禁止」されていず政策上の問題として「やらない」としているのか。
- 五 集団的自衛権が「ない」ということで我が国の防衛上、実質的に不利を蒙ることはあるか。

一から五までについて

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有しているものとされている。

我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている。

なお、我が国は、自衛権の行使に当たっては我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することを旨としているのであるから、集団的自衛権の行使が憲法上許されないことによつて不利益が生じるというようなものではない。

資料9 衆議院議員鈴木宗男君提出「自衛権」に関する質問に対する答弁書(平成19年5月11日提出) —抜粋—

- 一 自衛権の定義如何。
- 二 自衛権の行使はいかなる場合に認められるか。
- 三 集団的自衛権の定義如何。
- 四 現行憲法は集団的自衛権を認めているか。

一から四までについて

政府としては、従来から、憲法第九条は、外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないと解しており、他方、集団的自衛権とは、国際法上、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利と解されており、その行使は憲法上許されないと解してきたところである。

第百六十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説において、「時代に合った安全保障のための法的基盤を再構築する必要があると考えます。いかなる場合が憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な類型に即し、研究を

進めてまいります。」としているところであり、個別具体的な類型に即し、集団的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理につき研究を行うため、内閣総理大臣の下に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」を開催することとしたところである。

資料10 国防の基本方針

(昭和32年5月20日 国防会議決定)
閣議決定

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。

- (1) 国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
- (2) 民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するために必要な基盤を確立する。
- (3) 国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。
- (4) 外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果し得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

資料11 平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について

(平成16年12月10日 安全保障会議決定)
閣議決定

平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。

これに伴い、平成7年11月28日付け閣議決定「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」は、平成16年度限りで廃止する。

(別紙)

平成17年度以降に係る防衛計画の大綱

I 策定の趣旨

我が国を取り巻く新たな安全保障環境の下で、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保するために、今後の我が国の安全保障及び防衛力の在り方について、「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」(平成15年12月19日 安全保障会議及び閣議決定)に基づき、ここに「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」として、新たな指針を示す。

II 我が国を取り巻く安全保障環境

- 1 今日安全保障環境については、米国の9.11テロにみられるとおり、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威となっている。大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態(以下「新たな脅威や多様な事態」という。)への対応は、国家間の相互依存関係の一層の進展やグローバル化を背景にして、今日の国際社会にとって差し迫った課題となっている。また、守るべき国家や国民を持たない国際テロ組織などに対しては、従来の抑止が有効に機能しにくいことに留意する必要がある。

一方、冷戦終結後10年以上が経過し、米口間において新たな信頼関係が構築されるなど、主要国間の相互協力・依存関係が一層進展している。こうした状況の下、安定した国際環境が各国の利益に適うことから、国際社会において安全保障上の問題に関する国際協調・協力が図られ、国連をはじめとする各種の

国際的枠組み等を通じた幅広い努力が行われている。

この中で、唯一の超大国である米国は、テロとの闘いや大量破壊兵器の拡散防止等の課題に積極的に対処するなど、引き続き、世界の平和と安定に大きな役割を果たしている。

また、国際社会における軍事力の役割は多様化しており、武力紛争の抑止・対処に加え、紛争の予防から復興支援に至るまで多様な場面で積極的に活用されている。

- 2 我が国の周辺においては、近年さらに、国家間の相互依存が拡大・深化したことに伴い、二国間及び多国間の連携・協力関係の充実・強化が図られている。

他方、冷戦終結後、極東ロシアの軍事力は量的に大幅に削減されたが、この地域においては、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在するとともに、多数の国が軍事力の近代化に力を注いできた。また、朝鮮半島や台湾海峡を巡る問題など不透明・不確実な要素が残されている。この中で、北朝鮮は大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発、配備、拡散等を行うとともに、大規模な特殊部隊を保持している。北朝鮮のこのような軍事的な動きは、地域の安全保障における重大な不安定要因であるとともに、国際的な拡散防止の努力に対する深刻な課題となっている。また、この地域の安全保障に大きな影響力を有する中国は、核・ミサイル戦力や海・空軍力の近代化を推進するとともに、海洋における活動範囲の拡大などを図っており、このような動向には今後も注目していく必要がある。

このような中で、日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために重要な役割を果たしている。

- 3 以上のような我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえると、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、我が国としては地域の安全保障上の問題に加え、新たな脅威や多様な事態に対応することが求められている。
- 4 なお、我が国の安全保障を考えるに当たっては、奥行きに乏しく、長大な海岸線と多くの島嶼が存在しており、人口密度も高いうえ、都市部に産業・人口が集中し、沿岸部に重要施設を多数抱えるという安全保障上の脆弱性を持っていること、災害の発生しやすい自然的条件を抱えていること、さらに、我が国の繁栄と発展には、海上交通の安全確保等が不可欠であることといった我が国の置かれた諸条件を考慮する必要がある。

III 我が国の安全保障の基本方針

1 基本方針

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに、その被害を最小化することであり、第二の目標は、国際的な安全保障環境を改善し、我が国に脅威が及ばないようにすることである。

我が国は、国際的平和と安全の維持に係る国際連合の活動を支持し、諸外国との良好な協調関係を確立するなどの外交努力を推進するとともに、日米安全保障体制を基調とする米国との緊密な協力関係を一層充実させ、内政の安定により安全保障基盤の確立を図り、効率的な防衛力を整備するなど、我が国自身の努力、同盟国との協力及び国際社会との協力を統合的に組み合わせることにより、これらの目標を達成する。

また、我が国は、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、文民統制を確保するとともに、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備するとの基本方針を引き続き堅持する。

核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する。同時に、核兵器のない世界を目指した現実的・漸進的な核軍縮・不拡散の取組において積極的な役割を果たすものとする。また、その他の大量破壊兵器やミサイル等の運搬手段に関する軍縮及び拡散防止のための国際的な取組にも積極的な役割を果たしていく。

2 我が国自身の努力

(1) 基本的な考え方

安全保障政策において、根幹となるのは自らが行う努力であるとの認識の下、我が国として総力を挙げた取組により、我が国に直接脅威が及ぶことを防止すべく最大限努める。また、国際的な安全保障環境の改善による脅威の防止のため、我が国は国際社会や同盟国と連携して行動することを原則としつつ、外交活動等を主体的に実施する。

(2) 国としての統合的な対応

一方、こうした努力にもかかわらず、我が国に脅威が及んだ場合には、安全保障会議等を活用して、政府として迅速・的確に意思決定を行い、関係機関が適切に連携し、政府が一体となって統合的に対応する。このため、平素から政府の意思決定を支える情報収集・分析能力の向上を図る。また、自衛隊、警察、海上保安庁等の関係機関は、適切な役割分担の下、一層の情報共有、訓練等を通じて緊密な連携を確保するとともに、全体としての能力向上に努める。さらに、各種災害への対応や警報の迅速な伝達をはじめとする国民の保護のための各種体制を整備するとともに、国と地方公共団体が相互に緊密に連携し、万全の態勢を整える。

(3) 我が国の防衛力

防衛力は、我が国に脅威が及んだ場合にこれを排除する国家の意思と能力を表す安全保障の最終的担保である。

我が国はこれまで、我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となって我が国周辺地域の不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有するという「基盤的防衛力構想」を基本的に踏襲した「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定）に従って防衛力の整備を進めてきたところであり、これにより日米安全保障体制と相まって、侵略の未然防止に寄与してきた。

今後の防衛力については、新たな安全保障環境の下、「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承しつつ、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し得るものとする必要がある。また、国際社会の平和と安定が我が国の平和と安全に密接に結びついているという認識の下、我が国の平和と安全をより確固たるものとするを目的として、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動（以下「国際平和協力活動」という。）に主体的かつ積極的に取り組み得るものとする必要がある。

このように防衛力の果たすべき役割が多様化している一方、少子化による若年人口の減少、格段に厳しさを増す財政事情等に配慮する必要がある。

このような観点から、今後の我が国の防衛力については、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度の技術力と情報能力に支えられた、多機能で弾力的な実効性のあるものとする。その際、規模の拡大に依存することなくこれを実現するため、要員・装備・運用にわたる効率化・合理化を図り、限られた資源でより多くの成果を達成することが必要である。

3 日米安全保障体制

米国との安全保障体制は、我が国の安全確保にとって必要不可欠なものであり、また、米国の軍事的プレゼンスは、依然として不透明・不確実な要素が存在するアジア太平洋地域の平和と安定を維持するために不可欠である。

さらに、このような日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態の予防や対応のための国際的取組を効果的に進める上でも重要な役割を果たしている。

こうした観点から、我が国としては、新たな安全保障環境とその下における戦略目標に関する日米の認識の共通性を高めつつ、日米の役割分担や在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢等の安全保障全般に関する米国との戦略的な対話に主体的に取り組む。その際、米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍施設・区域に係る過重な負担軽減に留意する。

また、情報交換、周辺事態における協力を含む各種の運用協力、弾道ミサイル防衛における協力、装備・技術交流、在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組等の施策を積極的に推進することを通じ、日米安全保障体制を強化していく。

4 国際社会との協力

国際的な安全保障環境を改善し、我が国の安全と繁栄の確保に資するため、政府開発援助（ODA）の戦略的な活用を含め外交活動を積極的に推進する。また、地域紛争、大量破壊兵器等の拡散や国際テロなど国際社会の平和と安定が脅かされるような状況は、我が国の平和と安全の確保に密接にかかわる問題であるとの認識の下、国際平和協力活動を外交と一体のものとして主体的・積極的に行っていく。

特に、中東から東アジアに至る地域は、従来から我が国と経済的結びつきが強い上、我が国への海上交通路ともなっており、資源・エネルギーの大半を海外に依存する我が国にとって、その安定は極めて重要である。このため、関係各国との間で共通の安全保障上の課題に対する各般の協力を推進し、この地域の安定化に努める。

21世紀の新たな諸課題に対して、国際社会が有効に対処するためには、普遍的かつ包括的な唯一の国際機関である国連の機構を実効性と信頼性を高める形で改革することが求められており、我が国としても積極的にこの問題に取り組んでいく。

アジア太平洋地域においては、ASEAN地域フォーラム（ARF）等の地域の安全保障に関する多国間の枠組みや、テロ対策や海賊対策といった共通の課題に対する多国間の努力も定着しつつあり、我が国としては、引き続き、こうした努力を推進し、米国との協力と相まって、この地域における安定した安全保障環境の構築に向け、適切な役割を果たすものとする。

IV 防衛力の在り方

1 防衛力の役割

今後の我が国の防衛力については、上記の認識の下、以下のとおり、それぞれの分野において、実効的にその役割を果たし得るものとし、このために必要な自衛隊の体制を効率的な形で保持するものとする。

(1) 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応

事態の特性に応じた即応性や高い機動性を備えた部隊等とその特性や我が国の地理的特性に応じて編成・配置することにより、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応する。事態が発生した場合には、迅速かつ適切に行動し、警察等の関係機関との間では状況と役割分担に応じて円滑かつ緊密に協力

し、事態に対する切れ目のない対応に努める。

新たな脅威や多様な事態のうち、主なものに関する対応と自衛隊の体制の考え方は以下のとおり。

ア 弾道ミサイル攻撃への対応

弾道ミサイル攻撃に対しては、弾道ミサイル防衛システムの整備を含む必要な体制を確立することにより、実効的に対応する。我が国に対する核兵器の脅威については、米国の核抑止力と相まって、このような取組により適切に対応する。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃等への対応

ゲリラや特殊部隊による攻撃等に対しては、部隊の即応性、機動性を一層高め、状況に応じて柔軟に対応するものとし、事態に実効的に対応し得る能力を備えた体制を保持する。

ウ 島嶼部に対する侵略への対応

島嶼部に対する侵略に対しては、部隊を機動的に輸送・展開し、迅速に対応するものとし、実効的な対処能力を備えた体制を保持する。

エ 周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船等への対応

周辺海空域において、常時継続的な警戒監視を行うものとし、艦艇や航空機等による体制を保持する。また、領空侵犯に対して即時適切な措置を講ずるものとし、戦闘機部隊の体制を保持する。さらに、護衛艦部隊等を適切に保持することにより、周辺海域における武装工作船、領海内で潜没航行する外国潜水艦等に適切に対処する。

オ 大規模・特殊災害等への対応

大規模・特殊災害等人命又は財産の保護を必要とする各種の事態に対しては、国内のどの地域においても災害救援を実施し得る部隊や専門能力を備えた体制を保持する。

(2) 本格的な侵略事態への備え

見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断されるため、従来のような、いわゆる冷戦型の対機甲戦、対潜戦、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、本格的な侵略事態に備えた装備・要員について抜本的な見直しを行い、縮減を図る。同時に、防衛力の本来の役割が本格的な侵略事態への対処であり、また、その整備が短期間になし得ないものであることにかんがみ、周辺諸国の動向に配慮するとともに、技術革新の成果を取り入れ、最も基盤的な部分を確保する。

(3) 国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組

国際平和協力活動に適切に取り組むため、教育訓練体制、所要の部隊の待機態勢、輸送能力等を整備し、迅速に部隊を派遣し、継続的に活動するための各種基盤を確立するとともに、自衛隊の任務における同活動の適切な位置付けを含め所要の体制を整える。

また、平素から、各種の二国間・多国間訓練を含む安全保障対話・防衛交流の推進や国連を含む国際機関等が行う軍備管理・軍縮分野の諸活動への協力など、国際社会の平和と安定に資する活動を積極的に推進する。

2 防衛力の基本的な事項

上記のような役割を果たす防衛力を実現するための基本となる事項は以下のとおり。

(1) 統合運用の強化

各自衛隊を一体的に運用し、自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、自衛隊は統合運用を基本とし、そのための体制を強化する。このため、統合運用に必要な中央組織を整備するとともに、教育訓練、情報通信などの各分野において統合運用基盤を確立する。その際、統合運用の強化に併せて、既存の組織等を見直し、効率化を図る。

(2) 情報機能の強化

新たな脅威や多様な事態への実効的な対応をはじめとして、各種事態において防衛力を効果的に運用するためには、各種事態の兆候を早期に察知するとともに、迅速・的確な情報収集・分析・共有等が不可欠である。このため、安全保障環境や技術動向等を踏まえた多様な情報収集能力や総合的な分析・評価能力等の強化を図るとともに、当該能力を支える情報本部をはじめとする情報部門の体制を充実することにより、高度な情報能力を構築する。

(3) 科学技術の発展への対応

情報通信技術をはじめとする科学技術の進歩による各種の技術革新の成果を防衛力に的確に反映させる。特に、内外の優れた情報通信技術に対応し、統合運用の推進などに不可欠となる確実な指揮命令と迅速な情報共有を進めるとともに、運用及び体制の効率化を図るため、サイバー攻撃にも対処し得る高度な指揮通信システムや情報通信ネットワークを構築する。

(4) 人的資源の効果的な活用

隊員の高い士気及び厳正な規律の保持のため、各種の施策を推進するとともに、自衛隊の任務の多様化・国際化、装備の高度化等に対応し得るよう、質の高い人材の確保・育成を図り、必要な教育訓練を実施する。

また、安全保障問題に関する研究・教育を推進するとともに、その人的基盤を強化する。

上記の役割を果たすための防衛力の具体的な体制は別表のとおりとする。

V 留意事項

1 IVで述べた防衛力の整備、維持及び運用に際しては、次の諸点に留意してこれを行うものとする。

(1) 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、一層の効率化、合理化を図り、経費を抑制するとともに、国の他の諸施策との調和を図りつつ防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るようにする。

(2) 装備品等の取得に当たっては、その調達価格を含むライフサイクルコストの抑制に向けた取組を推進するとともに、研究開発について、産学官の優れた技術の積極的導入や重点的な資源配分、適時適切な研究開発プロジェクトの見直し等により、その効果的かつ効率的な実施を図る。

また、我が国の安全保障上不可欠な中核技術分野を中心に、真に必要な防衛生産・技術基盤の確立に努める。

(3) 関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的な維持及び整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

2 この大綱に定める防衛力の在り方は、おおむね10年後までを念頭においたものであるが、5年後又は情勢に重要な変化が生じた場合には、その時点における安全保障環境、技術水準の動向等を勘案し検討を行い、必要な修正を行う。

(別表)

今後の防衛力を多機能で弾力的な実効性のあるものとするとの

趣旨にかんがみ、以下の具体的な体制をもって、IVに示す多様な役割を果たすものとする。

陸上自衛隊	編成定数 常備自衛官定員 即応予備自衛官員数		15万5千人 14万8千人 7千人
	基幹部隊	平時地域配備する部隊	8個師団 6個旅団
		機動運用部隊	1個機甲師団 中央即応集団
主要装備	戦車 主要特科装備	約600両 約600門/両	
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊（機動運用） 護衛艦部隊（地域配備） 潜水艦部隊 掃海部隊 哨戒機部隊	4個護衛艦群（8個隊） 5個隊 4個隊 1個掃海隊群 9個隊
		主要装備	護衛艦 潜水艦 作戦用航空機
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊（2個飛行隊） 12個飛行隊 1個飛行隊 3個飛行隊 1個飛行隊 6個高射群
		主要装備	戦闘機部隊 航空偵察部隊 航空輸送部隊 空中給油・輸送部隊 地对空誘導弾部隊
弾道ミサイル防衛 にも使用し得る 主要装備・基幹部隊	主要装備	イージスシステム搭載護衛艦	4隻
		航空警戒管制部隊 地对空誘導弾部隊	7個警戒群 4個警戒隊 3個高射群

(注) 「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は海上自衛隊の主要装備又は航空自衛隊の基幹部隊の内数。

資料12 中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度） について

（平成16年12月10日 安全保障会議決定）
閣議決定

平成17年度から平成21年度までを対象とする中期防衛力整備計画について、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定）に従い、別紙のとおり定める。

これに伴い、平成12年12月15日付け閣議決定「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）について」は、平成16年度限りで廃止する。

(別紙)

中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）

I 計画の方針

平成17年度から平成21年度までの防衛力整備に当たっては、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定。以下「新防衛大綱」という。）に従い、以下を計画の基本として、適切な防衛力の整備に努めることとする。

1 新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動（以下「国際平和協力活動」という。）に主体的かつ積極的に取り組むため、本格的な侵略事態に備えるための基盤的な部分を確保しつつ、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度の技術力と情報能力に支えら

- れた多機能で弾力的な実効性のある防衛力を効率的に整備する。
- 2 新たな安全保障環境の下、防衛行政を担う組織等を見直すとともに、本格的な侵略事態に備えた装備・要員の縮減を図りつつ、基幹部隊、主要装備等について、新防衛大綱に定める新たな防衛力の体制へ早期かつ効率的に移行する。
 - 3 多機能で弾力的な実効性のある防衛力を実現するため、科学技術の発展に的確に対応しつつ、人的資源の効果的な活用を図りながら、統合運用の強化及び情報機能の強化を図ることとし、防衛力の基本的な事項の充実に努める。
 - 4 防衛力の整備、維持及び運用に際して、装備品等の取得の効果的かつ効率的な実施、関係機関や地域社会との協力の強化を図ることとし、防衛力を支える各種施策を推進する。
 - 5 日米安全保障体制は、我が国の安全の確保にとって必要不可欠であり、また、米軍のプレゼンスは、アジア太平洋地域の平和と安定の維持に不可欠である。また、日米安全保障体制を基調とする日米両国の協力関係は安全保障面における国際的取組を効果的に進める上でも重要である。このため、新たな安全保障環境の下、日米安全保障体制及びそれを基調とする米国との緊密な関係を一層強化するための各種施策を推進する。
 - 6 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力の一層の効率化、合理化を図り、経費を抑制する。

II 防衛庁・自衛隊の組織の見直し

- 1 防衛行政を担う組織の充実・強化を図るため、内部部局等の在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。
- 2 統合運用を基本とする体制を強化するため、既存の組織等の見直し、効率化を図り、統合幕僚組織の新設及び各幕僚監部の改編を行うほか、統合運用の成果を踏まえて、統合運用を実効的に行い得る組織等の在り方について、検討の上、必要な措置を講ずる。
また、情報本部については、防衛庁長官直轄の組織とする。
- 3 陸上自衛隊については、戦車及び主要特科装備の縮減を図りつつ、即応性、機動性等を一層向上させるため、5個の師団、1個の旅団及び2個の混成団について改編を実施し、このうち1個の師団及び2個の混成団は旅団に改編する。また、機動運用部隊や専門部隊を一元的に管理・運用する中央即応集団を新編する。
計画期間末の編成定数については、おおむね16万1千人程度、常備自衛官定員についてはおおむね15万2千人程度、即応予備自衛官員数については、おおむね8千人程度をめどとする。なお、陸上自衛隊の常備自衛官の充足については、計画期間末において、おおむね14万6千人程度をめどとする。
- 4 海上自衛隊については、護衛艦部隊（機動運用）について、一つの護衛隊を4隻とし、8個護衛隊に集約するとともに、護衛艦部隊（地域配備）のうち1個護衛隊を廃止する。また、潜水艦部隊を5個潜水隊に、固定翼哨戒機部隊を4個航空隊に、回転翼哨戒機部隊を5個航空隊に、それぞれ集約化する。
- 5 航空自衛隊については、航空警戒管制部隊のうち警戒航空隊を2個飛行隊とする改編を行うとともに、空中給油・輸送部隊を新設する。

III 自衛隊の能力等に関する主要事業

- 1 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応
 - (1) 弾道ミサイル攻撃への対応
弾道ミサイル攻撃へ対応する機能を付加するため、引き続き、イージス・システム搭載護衛艦及び地対空誘導弾ペトリ

オットの能力向上を行う。ただし、平成20年度以降の能力向上の在り方については、米国における開発の状況等を踏まえて検討の上、必要な措置を講ずる。

また、引き続き、自動警戒管制システムの改修を行うとともに、弾道ミサイルの探知・追尾能力を有する新たな警戒管制レーダーの整備に着手する。

海上配備型上層システムを対象とした日米共同技術研究については、これを引き続き推進するとともに、その開発段階への移行について検討の上、必要な措置を講ずる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃等への対応

ゲリラや特殊部隊による攻撃等に実効的に対処し得るよう、部隊の即応性、機動性等を一層高めることとし、普通科部隊の強化を行うほか、引き続き、軽装甲機動車、多用途ヘリコプター（UH-60JA、UH-1J）、戦闘ヘリコプター（AH-64D）を整備する。また、核・生物・化学兵器による攻撃への対処能力の向上を図る。

(3) 島嶼部に対する侵略への対応

輸送・展開能力等の向上を図り、島嶼部に対する侵略に実効的に対処し得るよう、引き続き、輸送ヘリコプター（CH-47JA/J）、空中給油・輸送機（KC-767）、戦闘機（F-2）を整備するとともに、現有の輸送機（C-1）の後継機として、新たな輸送機を整備する。また、空中給油・輸送機（KC-767）については、その運用状況等を踏まえ、その保有機数の在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。

さらに、救難ヘリコプター（UH-60J）に対する空中給油機能を輸送機（C-130H）に付加し、救難能力の向上を図る。

(4) 周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船等への対応

周辺海空域の警戒監視を常時継続的に行うとともに、武装工作船、領海内で潜没航行する外国潜水艦等に適切に対処するため、引き続き、ヘリコプター搭載護衛艦（DDH）、汎用護衛艦（DD）、哨戒ヘリコプター（SH-60K）及び掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101）を整備するほか、早期警戒機（E-2C）の改善及び自動警戒管制組織の航空警戒管制機能の近代化を推進する。また、現有の固定翼哨戒機（P-3C）の後継機として、新たな固定翼哨戒機を整備するとともに、早期警戒管制機（E-767）の改善に着手する。

さらに、領空侵犯に対して即時適切な措置を講ずるため、引き続き、戦闘機（F-15）の近代化改修を推進する。併せて、財政事情も勘案し、新防衛大綱の下での整備数量の抑制に留意しつつ、現有の戦闘機（F-4）の後継機として、新たな戦闘機を整備する。

(5) 大規模・特殊災害等への対応

大規模・特殊災害等人命又は財産の保護を必要とする各種の事態において、関係機関と連携しつつ実効的に対応するため、引き続き、災害派遣能力の向上を図るための各種施策を推進する。

2 本格的な侵略事態への備え

見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断されるため、従来のような、いわゆる冷戦型の対機甲戦、対潜戦、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、本格的な侵略事態に備えた装備・要員の縮減を図りつつ、防衛力の整備が短期間になし得ないものであることに鑑み、周辺諸国の動向に留意するとともに、技術革新の成果を取り入れ、引き続き、戦車、火砲、中距離地对空誘導弾、

護衛艦、潜水艦、掃海艇、哨戒機、戦闘機等を整備する。

3 国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組

(1) 国際平和協力活動への適切な取組

国際平和協力活動に迅速に部隊を派遣し、継続的に活動するため、国際平和協力活動に係る教育、研究等を行う部隊を新編するとともに、ローテーションによる待機態勢の大幅な拡充を図るほか、引き続き国際平和協力活動に資する装備品を整備する。

(2) 諸外国との安全保障対話・防衛交流、共同訓練等の充実

引き続き各レベルの交流を積極的に推進するほか、拡散に対する安全保障構想（PSI）を含む国際平和協力活動や搜索救難等に関する共同訓練に取り組むなど、二国間・多国間の安全保障対話・防衛交流等の諸施策を計画的かつ重層的に推進する。また、国際連合を含む国際機関等が行う軍備管理・軍縮分野における諸活動に対し、引き続き協力する。

4 防衛力の基本的な事項

(1) 統合運用の強化

前記Ⅱ 2 に示すとおり、統合幕僚組織の新設及び各幕僚監部の改編を行うほか、統合運用基盤の確立に資するよう、統合幕僚学校の改編、統合演習の実施、情報通信基盤の共通化等を行う。

(2) 情報機能の強化

各種事態の兆候を早期に察知するとともに、迅速・的確な情報収集・分析・共有等を行うため、情報本部をはじめとする情報部門の体制につき、能力の高い要員の確保・育成も含め、その充実を図るとともに、電波情報・空間情報を含めた多様な情報収集・分析手段の整備や、電子戦データ収集機（EP-3）の改善を図るなど、各種情報収集器材・装置等の充実を図る。また、戦闘機（F-15）の偵察機転用のための試改修に着手する。

このほか、滞空型無人機について、検討の上、必要な措置を講ずる。

(3) 科学技術の発展への対応

(ア) 指揮通信能力等の強化

統合運用の推進や国際平和協力活動の円滑な遂行に不可欠となる確実な指揮命令と迅速な情報共有を進めるとともに、運用及び体制の効率化を図るため、指揮命令系統の情報集約・伝達、部隊レベルの情報共有、サイバー攻撃対処能力及び関係機関等との情報共有の強化を図り、内外の優れた情報通信技術に対応した高度な指揮通信システムや情報通信ネットワークを整備する。

(イ) 研究開発の推進

引き続き、固定翼哨戒機（P-3C）の後継機、輸送機（C-1）の後継機、現有戦車の後継戦車の開発を推進するほか、科学技術の動向等も踏まえ、重点的な資源配分を行いつつ、各種指揮統制システム、無人機等の研究開発を推進する。その際、産官学の優れた技術の積極的導入、モデリング・アンド・シミュレーションの積極的な活用、装備品の共通化・ファミリー化、民生品・民生技術の活用、米国をはじめとする諸外国との協力等により、効果的かつ効率的な研究開発の実施に努める。

また、研究開発における重点投資の在り方、技術研究本部の体制等について検討の上、必要な措置を講ずる。

(4) 人的資源の効果的な活用

(ア) 人事・教育訓練施策の充実

隊員の高い士気及び厳正な規律の保持のため、各種の施策を推進するとともに、自衛隊の任務の多様化・国際化、装備品の高度化、統合運用の強化等に対応し得るよう、柔軟な判断力を持つ若手幹部の増加等を通じて質の高い人材の確保・育成を図り、また、教育訓練を充実する。

このほか、退職自衛官の社会における有効活用の在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。

(イ) 安全保障問題に関する研究・教育の推進

防衛研究所の安全保障政策に係る研究・教育機能の充実を図るとともに、安全保障分野における人的交流等により人的基盤を強化する。

5 防衛力を支える各種施策の推進

(1) 装備品等の取得の合理化・効率化

調達価格の抑制を含む装備品等のライフサイクルコストの抑制に向け、具体的な達成目標を設定しつつ、取組を一層強化するとともに、多様な事態にも対処し得る効率的な調達補給態勢の整備や我が国の安全保障上、不可欠な中核技術分野を中心とした真に必要な防衛生産・技術基盤の確立等総合取得改革を推進し、各種施策を実施する。

(2) 関係機関や地域社会との協力の推進

各種の事態に国として統合的に対応し得るよう、警察、消防、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、国民保護法制も踏まえた地方公共団体、地域社会との協力を推進する。

また、防衛施設の効率的な維持及び整備を実施するとともに、関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設とその周辺地域との一層の調和を図るため、引き続き、基地周辺対策を推進する。

Ⅳ 日米安全保障体制の強化のための施策

1 情報交換、政策協議

国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、日米の役割分担及び在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢等の安全保障全般に関する戦略的な対話等を継続して行う。その際、米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍施設・区域に係る過重な負担軽減に留意する。

2 運用協力、共同演習・訓練

戦略的な協議の成果等を踏まえつつ、運用面における効果的な協力態勢の構築に努める。また、共同演習・訓練を充実する。

3 弾道ミサイル防衛における協力の推進

弾道ミサイル防衛能力の向上に向けた日米共同の取組を強化するとともに、政策面、運用面、装備・技術面における協力を一層推進する。

4 装備・技術交流

引き続き、日米共同研究等装備・技術面での幅広い相互交流の充実に努める。

5 在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組

在日米軍の兵力構成に関する米国との協議に主体的に取り組みつつ、引き続き、抑止力を維持しつつ、在日米軍駐留支援及び沖繩の施設・区域の整理・統合・縮小を含む在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。

6 グローバル及び地域的な安全保障面での国際社会の取組における日米両国の連携の強化

テロとの闘い、拡散に対する安全保障構想（PSI）をはじめとする新たな脅威や多様な事態の予防や対応に係る国際的取組に関して、我が国として主体的に取り組むとともに、日米が密接

に連携するための施策を推進する。

V 整備規模

前記Ⅲ（自衛隊の能力等に関する主要事業）に示す装備品のうち、主要なものの具体的整備規模は、別表のとおりとする。

VI 所要経費

- この計画の実施に必要な防衛関係費の総額の限度は、平成16年度価格でおおむね24兆2,400億円程度をめどとする。
- 各年度の予算の編成に際しては、国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化、合理化に努め、この計画の所要経費の枠内で決定するものとする。なお、将来における予見し難い事象への対応、より安定した安全保障環境の構築への貢献等特に必要があると認める場合にあっては、安全保障会議の承認を得て、上記1の額の他、1,000億円を限度として、これら事業の実施について措置することができる。

その際、「今後の防衛力整備について」（昭和62年1月24日安全保障会議及び閣議決定）示された節度ある防衛力の整備を行うという精神は、引き続きこれを尊重するものとする。

- この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、情報通信技術をはじめとする技術的水準の動向、財政事情等内外諸情勢を勘案し、この計画に定める所要経費の総額の範囲内において、必要に応じ見直しを行う。

VII その他

- 新防衛大綱に定める防衛力の在り方について、5年後又は情勢に重要な変化が生じた場合には、その時点における安全保障環境、技術水準の動向等を勘案し、必要な修正を行うための検討を行う。
- SACO（沖縄に関する特別行動委員会）関連事業については着実に実施し、その所要経費については別途明らかにすることとする。

（別表）

区 分	種 類	整 備 規 模
陸上自衛隊	戦 車	49両
	火砲（迫撃砲を除く。）	38両
	装 甲 車	104両
	戦闘ヘリコプター（AH-64D）	7機
	輸送ヘリコプター（CH-47JA）	11機
	中距離地对空誘導弾	8個中隊
海上自衛隊	イージス・システム搭載護衛艦の能力向上	3隻
	護 衛 艦	5隻
	潜 水 艦	4隻
	そ の 他	11隻
	自衛艦建造計 （トン数）	20隻 （約5.9万トン）
	新固定翼哨戒機	4機
航空自衛隊	哨戒ヘリコプター（SH-60K）	23機
	掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101）	3機
	地对空誘導弾ペトリオットの能力向上	2個群及び教育所要等
	戦闘機（F-15）近代化改修	26機
	戦闘機（F-2）	22機
	新戦闘機	7機
航空自衛隊	新輸送機	4機
	輸送ヘリコプター（CH-47J）	8機
	空中給油・輸送機（KC-767）	1機

資料13

「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）について」に関する内閣官房長官談話

（平成16年12月10日）

- 政府は、本日、安全保障会議及び閣議において、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）について」を決定いたしました。
 - 今般、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」を策定したのは、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織の活動等の新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が課題となっている今日の安全保障環境の下で、今後の我が国の安全保障及び防衛力の在り方について新たな指針を示す必要があると判断したことによります。
 - 新「防衛大綱」においては、防衛力の在り方のみではなく、その前提となる我が国の安全保障の基本方針を明らかにいたしました。安全保障の目標としては、我が国に直接脅威が及ぶことを防止・排除することと、国際的な安全保障環境を改善して我が国に脅威が及ばないようにすることの二つを掲げました。特に後者については、海上交通の安全確保等が自国の繁栄と発展に不可欠である我が国にとって、国際的な安全保障環境の改善が安全保障の目標の柱であることを明確にいたしました。
- これらの目標を達成するためには、我が国自身の努力、同盟国との協力及び国際社会との協力を統合的に組み合わせることが必要であるとしております。また、日本国憲法の下にこれまで我が国がとってきた防衛の基本方針については、引き続き堅持することとしております。
- 目標達成のための取組として、まず、我が国自身の努力については、国として総力を挙げた取組により、我が国に直接脅威が及ぶことを防止すべく最大限努めるとともに、我が国に脅威が及んだ場合には、政府として迅速・的確に意思決定を行い、関係機関が適切に連携し、政府が一体となって統合的に対応することとしております。国と国民の安全を確保するためには、自衛隊、警察、海上保安庁等関係機関の能力を結集して、国として全力を傾注することが重要であるとの認識を明確にいたしました。同時に、我が国自身の努力として、国際的な安全保障環境の改善によって脅威を防止するため、外交活動等を主体的に実施することとしております。

安全保障の最終的担保である我が国の防衛力については、いわゆる「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承しつつ、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が努力して行う国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組み得るものとする必要があるとしております。このように防衛力の果たすべき役割が多様化する一方、格段に厳しさを増す財政事情等に配慮し、今後の防衛力については、多機能で弾力的な実効性あるものとし、その実現に当たっては、効率化・合理化を図ることが必要であるとしております。

次に、同盟国との協力として、日米安全保障体制が我が国の安全やアジア太平洋地域の平和と安定の維持に不可欠であるのみならず、それを基調とする日米両国の協力関係は、新たな脅威や多様な事態への対応のための国際的取組を効果的に進める上でも重要としております。こうした観点から、我が国としては、新たな安全保障環境とその下における戦略目標に関する日米の認識の共通性を高めつつ、日米の役割分担や在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢等の安全保障全般に関する米国との戦略的な対話に主体的に取り組むこととしております。

国際社会との協力としては、政府開発援助（ODA）の戦略的な活用や国際平和協力活動の推進を掲げておりますが、このような取組について、国際的な安全保障環境の改善との関係を明確に記述したのも今回の新「防衛大綱」の特徴であります。

5 今後の防衛力の在り方については、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応することを重視し、弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃等、島嶼部に対する侵略、周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船等、大規模・特殊災害をはじめとする各種の事態に対応するために、即応性や高い機動性を備えた部隊等をその特性や我が国の地理的特性に応じて編成・配置するとしております。さらに、事態が発生した場合には、状況と役割分担に応じて、警察等の関係機関と円滑かつ緊密に協力し、事態に対する切れ目のない対応に努めることとしております。

また、本格的な侵略事態への備えについては、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断し、装備・要員について抜本的な見直しを行い、縮減を図ることといたしました。一方、防衛力の本来の役割が本格的な侵略事態への対処であり、その整備が短期間になし得ないものであることにかんがみ、周辺諸国の動向に配慮するとともに、技術革新の成果を取り入れ、最も基盤的な部分を確保することとしております。

さらに、国際的な安全保障環境の改善についても、国際平和協力活動に適切に取り組むため、各種の基盤を確立するとともに、所要の体制を整えることとしております。また、平素から、安全保障対話・防衛交流の推進等の国際社会の平和と安定に資する活動を積極的に推進することとしております。

6 武器の輸出管理については、武器輸出三原則等のよって立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持します。

ただし、弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、

日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、我が国の安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないこととします。

なお、米国との共同開発・生産案件やテロ・海賊対策支援等に資する案件についても新「防衛大綱」の策定の過程で種々問題提起がありました。これらの案件については、今後、国際紛争等の助長を回避するという平和国家としての基本理念に照らし、個別の案件毎に検討の上、結論を得ることとしております。

7 新「防衛大綱」も踏まえ、我が国の国際平和協力の在り方について所要の検討を行うとともに、自衛隊の任務における国際平和協力活動の位置付け、弾道ミサイル防衛システムの運用等我が国の安全保障及び防衛に係る諸課題について、検討の上、法的措置を含む所要の措置を講ずる考えです。

8 新「防衛大綱」においては、防衛力の目標水準の達成時期をより明確に示すことが重要と考え、防衛力の在り方はおおむね10年後までを念頭に置くことと明示することとしました。また、安全保障環境等の変化により的確に対応するため、5年後には、その時点の安全保障環境等を勘案し検討を行い、必要な見直しを行うことを明示しました。

9 「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」は、新「防衛大綱」に定めた我が国が保有すべき防衛力の水準を達成するために策定したものであります。新たな中期防においては、計画の実施に必要な防衛関係費の総額を平成16年度価格でおおむね24兆2,400億円程度をめどとしております。

10 政府は、今回の決定を国会に御報告いたします。

国民の皆様におかれましても、御理解と御協力を切に希望する次第であります。

資料14 平成19年度主要事業の経費

1 主要事項

(単位：百万円)

区 分	平成18年度 予 算 額	平成19年度 予 算 額	備 考
1. 新たな脅威や多様な事態への実効的対応			
(1) 弾道ミサイル攻撃への対応	139,879	182,599	新たな警戒監視レーダー（FPS-5）の整備、BMD用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発等
(2) ゲリラや特殊部隊の攻撃等への対応	84,515	88,903	移動監視レーダー（16台）、新近距離監視装置（9台）、生物偵察車（1両）、化学防護車（1両）、化学剤監視装置（一式）、NBC偵察車の開発等
(3) 周辺海域における潜水艦及び武装工作船への対応	8,151	32,624	P-3C用バイスタティック信号処理装置の整備（一式）、P-3C用改善型ダイファープイの整備（256本）、対潜モルス弾の研究、新対潜短魚雷の開発等
(4) 大規模・特殊災害等への対応	68,687	94,890	救出・救難態勢の整備、US-2（1機）、CH-47J（2機）、UH-60J（2機）
2. 我が国を含む国際社会の平和と安定のための取組	7,082	12,001	国際活動教育・広報施設、国際平和協力業務等の推進、安保対話・防衛交流、軍備管理軍縮、大量破壊兵器の拡散防止への取組
3. より高度な情報通信態勢の構築	196,165	176,377	サイバー攻撃対処・評価機能の強化、各種通信インフラの充実等
4. 軍事科学技術の進展への対応	165,922	134,005	携帯型化学剤検知技術の研究、新野外通信システムの開発等
5. 衛生（医官施策の充実を含む）	29,766	25,579	地区病院のオープン化、防衛医学研究の推進、看護師養成課程の4年制化検討等
6. 着実な防衛力整備（主要装備品等）	730,975	743,583	戦車（9両）、火砲（8両）、護衛艦（DD）（1隻）、戦闘機（F-2）（8機）等

(注) 1 金額は契約ベースである（以下同じ）。

2 「新たな脅威や多様な事態への実効的対応」については、事業相互に重なりのある場合がある。

2 主な装備の充実

(単位：百万円)

区 分	数 量	総 額	平成19年度の予算額	後 年 度 負 担 額
陸上装備				
90式戦車	9両	7,149		7,149
96式装輪装甲車	17両	2,133		2,133
99式自走155mmリゅう弾砲	8両	7,296		7,296
87式偵察警戒車	1両	265		265
化学防護車	1両	185		185
軽装甲機動車	173両	5,227		5,227
その他		5,889	23	5,866
合 計		28,144	23	28,121
誘導弾				
地对空誘導弾ホーク改善用装備品	—	2,286		2,286
地对空誘導弾（ペトリオット）	—	10,245	137	10,108
地对空誘導弾ペトリオットの能力向上等（PAC-3ミサイルの取得を含む）	1個高射群分	72,890	45	72,845
03式中距離地对空誘導弾	1個中隊	22,115		22,115
81式短距離地对空誘導弾改善用装備品	1セット	5,871		5,871
93式近距離地对空誘導弾	2セット	1,379		1,379
個人携帯地对空誘導弾（改）	23セット	1,333		1,333
88式地对艦誘導弾	—	2,834		2,834
96式多目的誘導弾システム	1セット	2,421		2,421
01式軽対戦車誘導弾	36セット	2,709		2,709
その他		2,119		0
合 計		126,202	182	126,020

(単位：百万円)

区 分	数 量	総 額	平成19年度の予算額	後 年 度 負 担 額
航空機				
陸上自衛隊				
観測ヘリコプター (OH-1)	2機	4,999		4,999
多用途ヘリコプター (UH-1J)	16機	16,029		16,029
輸送ヘリコプター (CH-47JA)	1機	5,302		5,302
戦闘ヘリコプター (AH-64D)	1機	7,541	5	7,536
小 計	20機	33,872	5	33,866
海上自衛隊				
哨戒ヘリコプター (SH-60K)	5機	32,515	34	32,481
救難飛行艇 (US-2)	1機	12,579		12,579
初等練習機 (T-5)	4機	1,126		1,126
計器飛行練習機 (TC-90)	2機	2,339		2,339
次期回転翼練習機 (TH-X)	1機	821		821
小 計	13機	49,380	34	49,346
航空自衛隊				
戦闘機 (F-2)	8機	105,551	24	105,527
輸送ヘリコプター (CH-47J)	1機	3,906		3,906
救難捜索機 (U-125A)	1機	6,954	548	6,406
救難ヘリコプター (UH-60J)	2機	11,379	50	11,328
早期警戒機 (E-2C) の改善	(1.5機分)	5,672	100	5,573
早期警戒管制機 (E-767) レーダー機能の向上	(4機分)	1,931	676	1,255
AAM-4 搭載改修	(2機分)	45		45
RF-4E 偵察機能の改善	(1機分)	811		811
小 計	12機	136,250	1,398	134,851
合 計	45機	219,501	1,437	218,064
艦 船				
護衛艦 (DD)	1隻	74,972	210	74,762
潜水艦 (SS)	1隻	53,332	96	53,237
海洋観測艦 (AGS)	1隻	16,748	71	16,678
むらさめ型護衛艦等の短SAMシステム換装	(1隻分)	494	148	346
イージス・システム搭載護衛艦の能力向上等 (SM-3ミサイルの取得等を含む)	(1隻分)	30,899	593	30,306
合 計	3隻	176,445	1,117	175,328

- (注) 1 金額は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
2 改良ホーク改善用装備品の額は、誘導弾の改善に要する経費などである。
3 地对空誘導弾 (ペトリオット) の額は、射耗用ミサイルの整備等に要する経費などである。
4 88式地对艦誘導弾の額は、訓練用ミサイルの整備に要する経費などである。
5 戦闘ヘリコプター (AH-64D) の金額には、射撃統制レーダーの整備に要する経費を含む。
6 早期警戒機 (E-2C) の改善、早期警戒管制機 (E-767) レーダー機能の向上については、既就役機の改善に係る事業であるため、機数の合計には含まない。また、早期警戒機 (E-2C) の改善の額については、機体改修費を含む。
7 むらさめ型護衛艦等の短SAMシステム換装及びイージス・システム搭載護衛艦の能力向上等については、既就役艦の改善に係る事業であるため、隻数の合計には含まない。

資料15 平成19年度に調達する主要装備

種 別	単 位	調 達 量		種 別	単 位	調 達 量			
		平成18年度	平成19年度			平成18年度	平成19年度		
陸 上 自 衛 隊	89式小銃	丁	6,064	6,424	海 上 自 衛 隊	13,500トン型護衛艦	隻	1	—
	5.56mm機関銃MINIMI	丁	348	416		5,000トン型護衛艦	隻	—	1
	12.7mm重機関銃	丁	80	80		2,900トン型潜水艦	隻	1	1
	87式対戦車誘導弾発射装置	セット	5	—		570トン型掃海艇	隻	1	—
	81mm迫撃砲L16	門	9	9		3,200トン型海洋観測艦	隻	—	1
	120mm迫撃砲RT	門	4	4		哨戒ヘリコプター (SH-60K)	機	3	5
	99式自走155mmリゅう弾砲	両	7	8		救難飛行艇 (US-2)	機	—	1
	90式戦車	両	11	9		初等練習機 (T-5)	機	1	4
	軽装甲機動車	両	180	173		計器飛行練習機 (TC-90)	機	—	2
	96式装輪装甲車	両	20	17		次期回転翼練習機 (TH-X)	機	—	1
	87式偵察警戒車	両	3	1		電子戦データ収集機 (EP-3) の改善	機	1	—
	99式弾薬給弾車	両	1	1		むらさめ型護衛艦等の短SAMシステム換装	隻	2	1
	90式戦車回収車	両	1	1		イージス・システム搭載護衛艦の改修等	隻	1	1
	91式戦車橋	両	1	1		戦闘機 (F-15) 近代化改修	機分	2	—
	78式雪上車	両	12	12		戦闘機 (F-2)	機	5	8
	化学防護車	両	2	1		輸送ヘリコプター (CH-47J)	機	1	1
	対人狙撃銃	丁	164	133		救難捜索機 (U-125A)	機	1	1
	観測ヘリコプター (OH-1)	機	2	2		救難ヘリコプター (UH-60J)	機	2	2
	多用途ヘリコプター (UH-60JA)	機	1	—		初等練習機 (T-7)	機	3	—
多用途ヘリコプター (UH-1J)	機	4	16	早期警戒機 (E-2C) の改善	機分	0.5	1.5		
輸送ヘリコプター (CH-47JA)	機	1	1	早期警戒管制機 (E-767) レーダー機能の向上	機	4	4		
戦闘ヘリコプター (AH-64D)	機	1	1	偵察機 (RF-4E) 偵察機能の改善	機分	—	1		
03式中距離地对空誘導弾	個中隊	1	1	地对空誘導弾ペトリオットの能力向上等	個群	1	1		
81式短距離地对空誘導弾の改善	セット	1	1	軽装甲機動車	両	8	8		
93式近距離地对空誘導弾	セット	4	2						
個人携帯地对空誘導弾 (改)	セット	—	23						
96式多目的誘導弾システム	セット	1	1						
01式軽対戦車誘導弾	セット	48	36						

資料16 戦車、主要火器などの保有数・性能諸元

保有数

(2007. 3. 31現在)

種類	無反動砲	迫撃砲	野戦砲	ロケット弾発射機等	高射機関砲	戦車	装甲車
保有概数	3,110	2,020	660	1,670	110	910	950

(注) 戦車、装甲車以外の各種砲には、自走砲を含む。

性能諸元

種類	品目	火器	総重量(トン)	最高速度(km時)	乗員又は操作人員(人)
戦車	90式戦車	120mm戦車砲	約50	70	3
装甲車	96式装輪装甲車	12.7mm重機関銃又は自動てき弾銃	約15	100	10
	89式装甲戦闘車	35mm機関砲	約27	70	10
	82式指揮通信車	12.7mm重機関銃	約14	100	8
	87式偵察警戒車	25mm機関砲	約15	100	5
野戦砲	155mmりゅう弾砲FH70	155mmりゅう弾砲	約9.6	16	9
	99式自走155mmりゅう弾砲	〃	約40	49	4
	203mm自走りゅう弾砲	203mmりゅう弾砲	約28	54	5
高射機関砲	87式自走高射機関砲	35mm高射機関砲	約38	53	3

(注) 155mmりゅう弾砲FH70の重量は補助動力装置を含み、最高速度は補助動力装置使用時

資料17 主要航空機の保有数・性能諸元

(2007. 3. 31現在)

所属	形式	機種	用途	保有数(機)	最大速度(ノット)	乗員(人)	全長(m)	全幅(m)	エンジン
陸上自衛隊	固定翼	LR-1	連絡偵察	7	290	2(5)	10	12	ターボプロップ、双発
		LR-2	連絡偵察	6	300	2(8)	14	18	ターボプロップ、双発
	回転翼	AH-1S	対戦車	84	120	2	14	3	ターボシャフト
		OH-6D	観測	128	140	1(3)	7	2	ターボシャフト
		OH-1	観測	24	140	2	12	3	ターボシャフト、双発
		UH-1H/J	多用途	151	120	2(11)	12/13	3	ターボシャフト
		CH-47J/JA	輸送	54	150/140	3(55)	16	4/5	ターボシャフト、双発
		UH-60JA	多用途	27	150	2(12)	16	3	ターボシャフト、双発
AH-64D	戦闘	4	150	2	18	6	ターボシャフト、双発		
海上自衛隊	固定翼	P-3C	哨戒	95	400	11	36	30	ターボプロップ、4発
	回転翼	SH-60J	哨戒	83	150	3	15	3	ターボシャフト、双発
		SH-60K	哨戒	15	140	4	16	3	ターボシャフト、双発
		MH-53E	掃海・輸送	10	150	7	22	6	ターボシャフト、3発
航空自衛隊	固定翼	F-15J/DJ	戦闘	203	2.5マッハ	1/2	19	13	ターボファン、双発
		F-4EJ	戦闘	91	2.2マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
		F-2A/B	戦闘	75	2マッハ	1/2	16	11	ターボファン、単発
	回転翼	RF-4E/EJ	偵察	22	2.2マッハ/ 1.8マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
		C-1	輸送	26	440	5(60)	29	31	ターボファン、双発
		C-130H	輸送	16	340	5(92)	30	40	ターボプロップ、4発
		E-2C	早期警戒	13	330	5	18	25	ターボプロップ、双発
		E-767	早期警戒管制	4	0.8マッハ	20	49	48	ターボファン、双発
		回転翼	CH-47J	輸送	16	150	3(55)	16	4

(注) 1 保有数は、2007. 3. 31現在の国有財産台帳数値である。
 2 乗員の項で()内の数値は、輸送人員を示す。
 3 F-4EJには、F-4EJ改84機を含む。

資料18 主要艦艇の就役数・性能諸元

就役数

(2007. 3. 31現在)

区 分	数 (隻)	基準排水量 (千トン)
護 衛 艦	53	205
潜 水 艦	16	42
機 雷 艦 艇	31	27
哨 戒 艦 艇	9	1
輸 送 艦 艇	13	29
補 助 艦 艇	29	123
計	151	428

(注) 数字は四捨五入によっているので計と符号しないことがある。

性能諸元

種 別	型 別	基準排水量 (トン)	最大速力 (ノット)	主 要 装 備
護 衛 艦	こんごう型	7,250	30	127ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 イージス装置一式 VLS装置一式 SSM装置一式 短魚雷発射管×2
	あたご型	7,750	30	5インチ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 イージス装置一式 VLS装置一式 SSM装置一式 短魚雷発射管×2
	しらね型	5,200	32 (31)	5インチ砲×2 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置×1 アスロック装置×1 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×3
	はたかぜ型	4,600 (4,650)	30	5インチ砲×2 高性能20ミリ機関砲×2 ターター装置×1 SSM装置一式 アスロック装置×1 短魚雷発射管×2
	たかなみ型	4,650	30	127ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 VLS装置一式 SSM装置一式 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	むらさめ型	4,550	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 VLS装置一式 SSM装置一式 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	あさぎり型	3,500 (3,550)	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置一式 SSM装置一式 アスロック装置一式 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	はつゆき型	2,950 (3,050)	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置一式 SSM装置一式 アスロック装置一式 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
あぶくま型	2,000	27	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×1 SSM装置一式 アスロック装置一式 短魚雷発射管×2	
潜 水 艦	おやしお型	2,750	20	水中発射管一式
掃 海 艦	やえやま型	1,000	14	20ミリ機関砲×1 深深度掃海具一式
掃 海 艇	すがしま型	510	14	20ミリ機関砲×1 掃海装置一式
ミサイル艇	はやぶさ型	200	44	76ミリ砲×1 SSM装置一式
輸 送 艦	おおすみ型	8,900	22	高性能20ミリ機関砲×2 輸送用エアクション艇×2

(注) () 内は、一部の艦艇についての性能諸元を示す。

資料19 誘導弾の性能諸元

(2007. 3. 31現在)

用途	名称	所属	重量 (kg)	全長 (m)	直径 (cm)	誘導方式
対弾道弾	ベトリオット (PAC-3)	空	約 300	約 5.2	約 26	プログラム+指令+レーダー・ホーミング
	ベトリオット (PAC-2)		約 1,000	約 5.0	約 41	プリプログラム+指令+TVM
対航空機	改良ホーク	陸	約 640	約 5.0	約 36	レーダー・ホーミング
	03式中距離地对空誘導弾 (中SAM)		約 930	約 5.1	約 33	—
	81式短距離地对空誘導弾 (改) (SAM-1C)		約 100	約 2.7/2.9	約 16	画像+赤外線ホーミングレーダー・ホーミング
	81式短距離地对空誘導弾 (SAM-1)	陸海空	約 100	約 2.7	約 16	赤外線ホーミング
	携帯SAM (スティンガー)		約 10	約 1.5	約 7	赤外線ホーミング
	91式携帯地对空誘導弾 (SAM-2)		約 12	約 1.4	約 8	画像+赤外線ホーミング
	93式近距離地对空誘導弾 (SAM-3)	陸	約 12	約 1.4	約 8	画像+赤外線ホーミング
	スタンダード (SM-1)	海	約 630	約 4.5	約 34	レーダー・ホーミング
	スタンダード (SM-2)		約 710	約 4.7	約 34	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	シースパロー (RIM-7F/M)		約 230	約 3.7	約 20	レーダー・ホーミング
	シースパロー (RIM-162)		約 300	約 3.8	約 25	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	スパロー (AIM-7E/F/M)	空	約 230	約 3.7	約 20	レーダー・ホーミング
	サイドワインダー (AIM-9L)		約 89	約 2.9	約 13	赤外線ホーミング
	90式空対空誘導弾 (AAM-3)		約 91	約 3.0	約 13	赤外線ホーミング
	99式空対空誘導弾 (AAM-4)		約 220	約 3.7	約 20	レーダー・ホーミング
	04式空対空誘導弾 (AAM-5)		約 95	約 3.1	約 13	赤外線ホーミング
対艦船	88式地对艦誘導弾 (SSM-1)	陸	約 660	約 5.1	約 35	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	ハーブーン (SSM)	海	約 680	約 4.6	約 34	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	ハーブーン (USM)		約 680	約 4.6	約 34	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	ハーブーン (ASM)		約 520	約 3.9	約 34	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	90式艦対艦誘導弾 (SSM-1B)	約 660	約 5.1	約 35	慣性誘導+レーダー・ホーミング	
	91式空対艦誘導弾 (ASM-1C)	約 510	約 4.0	約 35	慣性誘導+レーダー・ホーミング	
	80式空対艦誘導弾 (ASM-1)	空	約 600	約 4.0	約 35	慣性誘導+レーダー・ホーミング
93式空対艦誘導弾 (ASM-2)	約 530		約 4.0	約 35	慣性誘導+赤外線画像ホーミング	
対戦車	64式対戦車誘導弾	陸	約 16	約 1.0	約 12	有線誘導
	87式対戦車誘導弾		約 12	約 1.1	約 11	レーザー・ホーミング
	01式軽対戦車誘導弾		約 11	約 0.9	約 12	赤外線画像ホーミング
	TOW		約 18	約 1.2	約 15	赤外線半自動有線誘導
対舟艇対戦車	79式対舟艇対戦車誘導弾	陸	約 33	約 1.6	約 15	赤外線半自動有線誘導
	96式多目的誘導弾システム (MPMS)		約 59	約 2.0	約 16	慣性誘導+赤外線画像光ファイバTVM
	ヘルファイア	海	約 48	約 1.6	約 18	レーザー・ホーミング

資料20 防衛関係費（当初予算）の推移

(単位：億円、%)

区分 年度	GNP・GDP (当初見通し) (A)	一般会計 歳出 (B)	対前年度 伸び率	一般 歳出 (C)	対前年度 伸び率	防衛関係費 (D)	対前年度 伸び率	防衛関係費 の GNP・GDP 対 比 (D/A)	防衛関係費 の 一般会計 対 比 (D/B)	防衛関係費 の 一般歳出 対 比 (D/C)
昭30 (55)	75,590	9,915	△ 0.8	8,107	△ 2.8	1,349	△ 3.3	1.78	13.61	16.6
40 (65)	281,600	36,581	12.4	29,198	12.8	3,014	9.6	1.07	8.24	10.3
50 (75)	1,585,000	212,888	24.5	158,408	23.2	13,273	21.4	0.84	6.23	8.4
60 (85)	3,146,000	524,996	3.7	325,854	△ 0.0	31,371	6.9	0.997	5.98	9.6
平 7 (95)	4,928,000	709,871	△ 2.9	421,417	3.1	47,236	0.86	0.959	6.65	11.2
8 (96)	4,960,000	751,049	5.8	431,409	2.4	48,455	2.58	0.977	6.45	11.2
9 (97)	5,158,000	773,900	3.0	438,067	1.5	49,414 49,475	1.98 2.1	0.958 0.959	6.39 6.39	11.3 11.3
10 (98)	5,197,000	776,692	0.4	445,362	1.7	49,290 49,397	△ 0.3 △ 0.2	0.948 0.950	6.35 6.36	11.1 11.1
11 (99)	4,963,000	818,601	5.4	468,878	5.3	49,201 49,322	△ 0.2 △ 0.2	0.991 0.994	6.01 6.03	10.5 10.5
12 (00)	4,989,000	849,871	3.8	480,914	2.6	49,218 49,358	0.0 0.1	0.987 0.989	5.79 5.81	10.2 10.3
13 (01)	5,186,000	826,524	△ 2.7	486,589	1.2	49,388 49,553	0.3 0.4	0.952 0.956	5.98 6.00	10.1 10.2
14 (02)	4,962,000	812,300	△ 1.7	475,472	△ 2.3	49,395 49,560	0.0 0.0	0.995 0.999	6.08 6.10	10.4 10.4
15 (03)	4,986,000	817,891	0.7	475,922	0.1	49,265 49,530	△ 0.3 △ 0.1	0.988 0.993	6.02 6.06	10.4 10.4
16 (04)	5,006,000	821,109	0.4	476,320	0.1	48,764 49,030	△ 1.0 △ 1.0	0.974 0.979	5.94 5.97	10.2 10.3
17 (05)	5,115,000	821,829	0.1	472,829	△ 0.7	48,301 48,564	△ 1.0 △ 1.0	0.944 0.949	5.88 5.91	10.2 10.3
18 (06)	5,139,000	796,860	△ 3.0	463,660	△ 1.9	47,906 48,139	△ 0.8 △ 0.9	0.932 0.937	6.01 6.04	10.3 10.4
19 (07)	5,219,000	829,088	4.0	469,784	1.3	47,818 48,016	△ 0.2 △ 0.3	0.916 0.916	5.77 5.79	10.2 10.2

(注) 1 昭和60年度までは国民総生産 (GNP)、平成7年度以降は、国内総生産 (GDP) であり、いずれも当初見通しである。

2 平成9年度以降の防衛関係費の欄などの上段はSACO関係経費 (9年度：61億円、10年度：107億円、11年度：121億円、12年度：140億円、13年度：165億円、14年度：165億円、15年度：265億円、16年度：266億円、17年度：263億円、18年度：233億円、19年度：126億円) 及び米軍再編関係経費 (地元負担軽減分) (19年度：72億円) を除いたもの、下段は含んだものである。

資料21 一般会計歳出（当初予算）の主要経費の推移

(単位：億円、%)

区分 年度	一般会計 歳出	防衛 関係費	構 成 比	社会保 障関 係費	構 成 比	文教及 び科 学振 興費	構 成 比	公 共 事 業 関 係 費	構 成 比
昭30 (55)	9,915	1,349	13.6	1,043	10.5	1,308	13.2	1,635	16.5
40 (65)	36,581	3,014	8.2	5,183	14.2	4,751	13.0	7,333	20.0
50 (75)	212,888	13,273	6.2	39,282	18.5	25,921	12.2	29,120	13.7
60 (85)	524,996	31,371	5.98	95,740	18.2	48,409	9.2	63,689	12.1
平 7 (95)	709,871	47,236	6.7	139,368	19.6	60,765	8.6	92,413	13.0
8 (96)	751,049	48,455	6.5	143,014	19.0	62,270	8.3	96,210	12.8
9 (97)	773,900	49,414 49,475	6.4 6.4	145,650	18.8	63,436	8.2	97,490	12.6
10 (98)	776,692	49,290 49,397	6.3 6.4	148,598	19.1	63,457	8.2	89,891	11.6
11 (99)	818,601	49,201 49,322	6.0 6.0	161,123	19.7	64,632	7.9	94,338	11.5
12 (00)	849,871	49,218 49,358	5.8 5.8	167,666	19.7	65,285	7.7	94,340	11.1
13 (01)	826,524	49,388 49,553	6.0 6.0	176,156	21.7	66,472	8.0	94,335	11.6
14 (02)	812,300	49,395 49,560	6.1 6.1	182,795	22.5	66,998	8.2	84,239	10.4
15 (03)	817,891	49,265 49,530	6.0 6.1	189,907	23.2	64,712	7.9	80,971	9.9
16 (04)	821,109	48,764 49,030	5.9 6.0	197,970	24.1	61,330	7.5	78,159	9.5
17 (05)	821,829	48,301 48,564	5.9 5.9	203,808	24.8	57,235	7.0	75,310	9.2
18 (06)	796,860	47,906 48,139	6.0 6.0	205,739	25.8	52,671	6.6	72,015	9.0
19 (07)	829,088	47,818 48,016	5.8 5.8	211,409	25.5	52,743	6.4	69,473	8.4

(注) 1 平成7年度以降は比較対照のため13年度予算ベースに組み替えたものである。ただし、13年度については、14年度との比較対照のため14年度予算ベースに組み替えたものである。

2 平成7年度以降の公共事業関係費は、「社会資本整備特別措置法」に基づき91年度まで貸付けを受けて実施されていた公共的建設事業のうち、当面、当該株式の売払収入以外の財源をもって行うこととした金額及び「社会資本整備特別措置法」に基づき、公共的建設事業に係る貸付金の償還時において負担又は補助することとした金額を含んだものである。

3 平成9年度以降の防衛関係費の欄などの上段は、SACO関係経費（9年度：61億円、10年度：107億円、11年度：121億円、12年度：140億円、13年度：165億円、14年度：165億円、15年度：265億円、16年度：266億円、17年度：263億円、18年度：233億円、19年度：126億円）及び米軍再編関係経費（地元負担軽減分）（19年度：72億円）を除いたもの、下段は含んだものである。

資料22 防衛関係費（当初予算）の用途別構成の推移

(単位：億円、%)

区 分	10 (98)		11 (99)		12 (00)		13 (01)		14 (02)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件・糧食費	21,739	44.1 44.0	21,674	44.1 43.9	22,034	44.8 44.6	22,269	45.1 44.9	22,273	45.1 44.9
物 件 費	27,551 27,657	55.9 56.0	27,527 27,648	55.9 56.1	27,183 27,324	55.2 55.4	27,119 27,284	54.9 55.1	27,122 27,287	54.9 55.1
装 備 品 等 購 入 費	9,442	19.2 19.1	9,629	19.6 19.5	9,141	18.6 18.5	9,178	18.6 18.5	9,206	18.6 18.6
研 究 開 発 費	1,277	2.6 2.6	1,307	2.7 2.6	1,205	2.4 2.4	1,353	2.7 2.7	1,277	2.6 2.6
施 設 整 備 費	1,897	3.8 3.8	1,822	3.7 3.7	1,687	3.4 3.4	1,598	3.2 3.2	1,570	3.2 3.2
維 持 費 等	9,015	18.3 18.2	8,601	17.5 17.4	8,906	18.1 18.0	8,865	18.0 17.9	9,065	18.4 18.3
基 地 対 策 経 費	5,206	10.6 10.5	5,402	11.0 11.0	5,447	11.1 11.0	5,326	10.8 10.7	5,189	10.5 10.5
S A C O 関 係 経 費	107	0 0.2	121	0 0.2	140	0 0.3	165	0 0.3	165	0 0.3
米 軍 再 編 関 係 経 費 (地 元 負 担 軽 減 分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	714	1.4 1.4	765	1.6 1.6	797	1.6 1.6	798	1.6 1.6	815	1.6 1.6
合 計	49,290 49,397	100.0	49,201 49,322	100.0	49,218 49,358	100.0	49,388 49,553	100.0	49,395 49,560	100.0

区 分	15 (03)		16 (04)		17 (05)		18 (06)		19 (07)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件・糧食費	22,188	45.0 44.8	21,654	44.4 44.2	21,562	44.6 44.4	21,337	44.6 44.3	21,018	44.0 43.8
物 件 費	27,077 27,342	55.0 55.2	27,110 27,376	55.6 55.8	26,739 27,002	55.4 55.6	26,570 26,803	55.5 55.7	26,801 26,999	56.0 56.2
装 備 品 等 購 入 費	9,028	18.3 18.2	8,806	18.1 18.0	9,000	18.6 18.5	8,594	17.9 17.9	8,663	18.1 18.0
研 究 開 発 費	1,470	3.0 3.0	1,707	3.5 3.5	1,316	2.7 2.7	1,714	3.6 3.6	1,445	3.0 3.0
施 設 整 備 費	1,528	3.1 3.1	1,442	3.0 2.9	1,386	2.9 2.9	1,150	2.4 2.4	1,099	2.3 2.3
維 持 費 等	9,075	18.4 18.3	9,175	18.8 18.7	9,177	19.0 18.9	9,405	19.6 19.5	10,222	21.4 21.3
基 地 対 策 経 費	5,151	10.5 10.4	5,094	10.4 10.4	4,973	10.3 10.2	4,879	10.2 10.1	4,618	9.7 9.6
S A C O 関 係 経 費	265	0 0.5	266	0 0.5	263	0 0.5	233	0 0.5	126	0 0.3
米 軍 再 編 関 係 経 費 (地 元 負 担 軽 減 分)	—	—	—	—	—	—	—	—	72	0 0.2
そ の 他	825	1.7 1.7	885	1.8 1.8	887	1.8 1.8	827	1.7 1.7	754	1.6 1.6
合 計	49,265 49,530	100.0	48,764 49,030	100.0	48,301 48,564	100.0	47,906 48,139	100.0	47,818 48,016	100.0

(注) 1 装備品等購入費は、武器車両等購入費、航空機購入費、艦船建造費である。

2 維持費等は、営舎費、被服費、訓練活動経費などである。

3 数字は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

4 平成9年度以降については、金額欄、構成比欄の上段はSACO関係経費（9年度：61億円、10年度：107億円、11年度：121億円、12年度：140億円、13年度：165億円、14年度：165億円、15年度：265億円、16年度：266億円、17年度：263億円、18年度：233億円、19年度：126億円）及び米軍再編関係経費（地元負担軽減分）（19年度：72億円）を除いたもの、下段は含んだものである。

資料23 各国国防費の推移

国名	年度	03 (15)	04 (16)	05 (17)	06 (18)	07 (19)
日本 (億円)		49,265	48,764	48,301	47,906	47,818
		49,530	49,030	48,564	48,139	48,016
		△ 0.3%	△ 1.0%	△ 1.0%	△ 0.8%	△ 0.2%
		△ 0.1%	△ 1.0%	△ 1.0%	△ 0.9%	△ 0.3%
米国 (百万ドル)		387,170	436,453	474,089	499,310	548,885
		16.7%	12.7%	8.6%	5.3%	9.9%
英国 (百万ポンド)		29,338	29,524	29,153	32,600	—
		7.3%	0.6%	△ 1.3%	11.8%	—
ドイツ (百万ユーロ)		24,379	24,250	24,040	27,870	—
		3.2%	△ 0.5%	△ 0.9%	15.9%	—
フランス (百万ユーロ)		31,070	32,402	32,920	36,061	—
		7.5%	4.3%	1.6%	9.5%	—
ロシア (億ルーブル)		3,603,256	4,187,183	5,311,392	6,660,266	8,222,035
		26.8%	16.2%	26.8%	25.4%	23.4%
中国 (億元)		1,853	2,100	2,447	2,807	3,472
		10.0%	13.3%	16.5%	14.7%	23.7%

- (注) 1 資料は各国予算書、国防白書などによる。
 2 %表示は、対前年度伸び率。
 3 米国の国防費は、2008年度historical tableによる狭義の支出額。
 4 英国については、2005年度までは英国国防省公表「UK Defense Statistics」による実績。2006年度は予算教書による当初予算。
 5 ドイツについては、2006年度より防衛費に恩給費が組み込まれたため、2005年度と比較して大幅増となっている。この恩給費を除いた額について2005年度と比較した場合、0.7%減。
 6 中国については、全人代における財政部長報告による。なお、04年度国防予算については、財政報告では「11.6%増、218.3億元の増加」と報告されたが額は明らかにされず、03年度国防予算を元にこれらの数値を用いて計算すると齟齬が生じるため、01年度及び03年度の国防予算実績額（非公表）を基準とした数値と仮定して試算したもの。
 7 ミリタリー・バランス（2007）の第2部、諸表と分析「国防支出と兵力の国際比較」によれば、05年度の上記諸国の国防費は、米国495,300百万ドル、英国51,696百万ドル、ドイツ35,295百万ドル、フランス46,232百万ドル、ロシア58,000百万ドル、中国103,956百万ドル、日本42,835百万ドルとなっている。
 8 日本については、上段は、SACO関係経費（01年度：165億円、02年度：165億円、03年度：265億円、04年度：266億円、05年度：263億円、06年度：233億円、07年度：126億円）及び米軍再編関係経費（地元負担軽減分）（07年度：72億円）を除いたもの、下段は含んだものである。

(中曽根元内閣総理大臣)

防衛省の御誕生、誠におめでとうございます。

昨日は成人式でしたが、今日は防衛庁自衛隊の成年式にあたるおめでたい日で、喜んで参上いたしました。

私は、防衛庁長官を務めた者として、辞めた後も防衛庁や皆さんのことが非常に気がかりでありましたが、ともかく、幹部及び皆さんは、よく我慢をされ、隠忍自重されて、本当に御苦勞様であったと申し上げたい。と同時に、今日を期して精進なさったその成果が、本日ここに訪れたことを心からお祝い申し上げる次第であります。

次は、いよいよ憲法上にこの防衛関係の名称並びに役目を明記するという仕事があり、それは、そう長い年月を要することではないと思っています。安倍総理もそれを心がけておられますし、我々一同もそのつもりでありまして、次の任務に向かって、より一層志を固めて前進し、皆さんの御精進を更にお願いを申し上げます。

そこで、この機会に、自衛隊、防衛庁発足時の一つの問題点を申し上げて、将来の参考に供してみたいと思うのであります。実は、昭和28年に吉田茂首相が、いわゆる「バカヤロー解散」をやりまして、吉田自由党は少数内閣に転落しました。そこで、重光改進黨、鳩山自由党、吉田自由党、3党連立内閣が誕生したわけです。その時、我々重光改進黨は、日本の防衛体系の転換を以前から強く要求しておりました。吉田単独内閣では国会を乗り切れない状況で、結局3党協定をやるかということになり、その中の一つの大きな問題が防衛問題をどうするかという事でありました。当時、既に警察予備隊は保安隊になっておりましたが、保安隊というような中間的なものでいつまで日本が保つはずがない。もっと正規な防衛力を中心にした考え方にして国の歩みを整えなければならない、というのが我々の考えでもあったわけでありまして、結局、各党から代表が出て、新しい法律を作ろうと言うことになりまして、自由党からは西村直己さん、鳩山自由党からは中村梅吉さん、改進黨からは私が出まして、3党協定を作ったものです。

その際に問題になったのは、憲法上、必要最小限の防衛力とは如何なるものかということでありました。結局は、必要最小限の防衛力とは、国際情勢、あるいは科学技術の変化によって当然変化していくべきものであり、固定されるべきものではないとそういう定義で、我々は一致したわけでありまして。

次の問題は、最も重大ないわゆるシベリアン・シュープレマシーをどのように考えるかということでありました。いわゆる文民統制という問題であります。日本が大東亜戦争に負けた原因の一つは、統帥権独立の問題があった。我々が新しい自衛隊あるいは防衛庁を創るに際しては、この問題を解決しなければいけないと、非常に強い意識を持って統帥権独立を否定する体系にしようとしたわけでありまして。ですから軍政あるいは軍務、両方とも一体的なものをどのようにして創るかということが中心で、日夜苦心をしておたのであります。実は、その会議の最中に、辻政信代議士が、「お前たちが作ろうとしているものは何の役にも立たん。統帥権の独立を認めずしてどうして戦いが出来るか」と、大声で怒鳴り込んだものであります。我々はそれに対して、「戦争に負けた原因は統帥権独立の問題がある。この問題を解決せずして新しい体系が出来るはずがない。今までのような旧慣例に基づいて新しい防衛体系が世界的に出来るかどうか、これは検討を要する問題だ」と、辻さんに反論をして、今のようない体系にしたのであります。

しかし、このシベリアン・シュープレマシーという概念はなかなか難しい概念であり、我々が体系を創った時には、内局を作り参事

官制度というものにして、大臣や政務次官の意向がそこへ直流して動く、大臣や政務次官は国会の意向を受け継いでそれを実行する。そういう体系にしたものであります。それについては、様々な議論や、旧軍人の反論等がありました。がしかし、我々はこの体系で新しい体系を作っていくのだという確信をもって今の体系にしたものであります。シベリアン・シュープレマシーの意味は、文民優位であります。これは防衛庁の内局の優勢を示すという意味ではない。国会や政治家の統制の優位を示すものである。それを受けて大臣や政務次官が実行するものである。そのような明確な観念を持って行っているものであり、この防衛庁の内部における内局と、あるいは第一線の部隊、統制関係などの皆さんとの融合調和を前提にして、先の大戦に鑑み、我々は、そういう体系で新しい力を作っていくということであった。

シベリアン・シュープレマシーというのは内局の文官の優勢を示すものではない。これは、我々も明確に考えていたことであり、大臣や政務次官、国会、政治の優位というものを示すものである、ということを確認したものであります。

いよいよ防衛省が前進いたしますが、この問題は古くしてまた新しい問題であり、省となれば、自主性、独立性が更に強まってきますが、それだけにこのシベリアン・シュープレマシーを、今後も堅持していくということが一番大事なことではないかと、この法案を作った一人として申し上げておきたいと思うのであります。

いよいよ本日以降、皆さんは今まで以上に胸を張って、世界に日本に遅く御奉公出来る状況になりました。どうぞ皆様方、健康に留意されまして、国家国民のために、また、世界の平和のために更に御努力なさることを心から祈念申し上げます。御挨拶といたします。どうも有り難うございました。

資料25 防衛省移行記念式典来賓祝辞（瓦元防衛庁長官）

防衛省への移行、誠におめでとうございます。

防衛庁発足以来半世紀にわたる課題であり、悲願となっていた省移行が実現し、ここにおられる方のみならず、全国の職員、自衛隊員諸君、そして省移行を応援してこられた方々の喜びの大きさは如何ばかりかと思えます。また、省移行は憲法改正とともに我が自民党の政権公約であり、久間大臣はもとより、ここに御臨席いただいている与野党の諸先生にとりまして、省移行が国会議員の9割以上の賛成を得て、このように多くの方々に祝福される形で実現したことは、感慨もひとしおかと思えます。

歴史を振り返れば、昭和39年に省移行政案が閣議決定されたものの、国会提出には至りませんでした。その後も、防衛庁の省移行は安全保障政策上の、政治上の大きな課題であり続けました。私も国の防衛という国家の基本的な任務を担う役所は、絶対に「省」であるべきだという考え方でございました。私が防衛庁長官を務めていた平成11年から12年当時は、まだ省昇格に対する機が熟していなかったように思われます。

平成13年6月には、私自身も提案者の一人となり、議員立法として防衛省設置法案を国会提出しました。また、平成14年からは我が党の国防議員連盟の会長となり、平成16年には「防衛庁を『省』にする国会議員の会」代表となり、省移行の機運を盛り上げつつ、チャンスがうかがってまいりました。

それが昨年の通常国会でチャンスの兆しが見え、秋の臨時国会で是非成立させようと皆も燃え上がりました。長官経験者が結束して法案が国会提出できるよう、国会提出後は絶対に成立させるよう努力いたしました。私自身、「防衛庁を『省』にする国会議員の会」代

表として、また、隊友会会長として、中央から、地方から可能な限り努力いたしました。

そして、臨時国会会期末となりましたが、期待どおり成立したことは、私にとって大きな喜びであるとともに、ひととき感慨深いものを感じております。

防衛庁設置以来50数年の間に、自衛隊の任務、活動、国民の受け止め方など、防衛庁を巡る課題は大きく変化し続けましたが、この数年の動きは、誠に目まぐるしいものがあります。

特に、平成13年9月11日に発生しました米国同時多発テロは、衝撃のかつ大きな出来事であり、我が国の安全保障にも大きな変化をもたらしました。国対国による紛争を想定した従来の安全保障政策から、国際テロ組織などの非国家主体による脅威に対応する必要が生じました。

この年の12月に開始されたテロ対策特措法に基づくインド洋上の海上自衛隊による給油活動は、現在まで延べ50隻以上の艦艇が派遣され、総計約700回を超える給油を行ったと聞いております。この活動は、各国の艦船が洋上で行う麻薬、武器等の押収や、テロリストの疑いのある人物の拘束などの活動に対する貴重な貢献となっており、米国、英国、パキスタン、アフガニスタンを始め数多くの国々から高く評価されております。

また、平成15年7月にはイラク人道復興支援特措法が成立し、12月に航空自衛隊が、翌16年1月には陸上自衛隊がイラクの地に向けて出発いたしました。

イラク国内の情勢は厳しく、決して安全とは言えない状況において、イラクの復興支援のためとは言え、自衛隊を派遣することは、極めて難しい課題でした。しかし、日本の平和と安全を確保するためには、日米同盟を強化しつつ国際社会と協調していく必要があります。すなわち、日本も国際社会の責任ある一員として、イラクの国民が希望を持って自国の再建に努力することができるよう相応の責任を果たしていくことが必要なのであります。陸上自衛隊は、昨年6月に無事に任務を終え、帰国したわけですが、その成果は、見事の一語に尽きるものでございました。

陸上自衛隊は、2年半に及ぶ活動期間中一発の弾も撃つことなく、一人の犠牲者を出すこともなく整齊と人道復興支援を実施し、イラク政府並びにイラク国民から非常に高く評価されました。

直後に米国で行われた日米首脳会談においてブッシュ大統領は「日本国民は自衛隊のテロとの闘いに対する貢献を誇りに思うだろうし、アメリカ国民もこのような勇敢な同盟国と協力することを誇りに思う。」と一言申されたわけであり、今や、自衛隊の活動には、世界が注目しているのであります。自衛隊の諸君は、国民の代表として活躍しているのであり、自衛隊に対する高い評価は、とりもなおさず、我が国の世界平和への貢献が高く評価されているということでもあります。現在も、イラクの地で、航空自衛隊が、黙々と航空活動を続けていますが、彼らは私の、そして国民の誇りとするところでもあります。

こうした海外での活動のみならず、阪神・淡路大震災以降、最近の新潟・中越地震や福岡県西方沖地震など国内での震災においても自衛隊が活動いたしました。様々な災害や事故の現場で国民を力強く支えてきた隊員諸君に、ここで改めて敬意を表したいと思う次第であります。

このような自衛隊の活躍と、これに対する内外の評価の高まりを背景として、平成14年の通常国会には、有事関連法案が提出され、私自身も衆議院の「武力攻撃事態への対処に関する特別委員会」の委員長として精力的に法案の審議に当たりました。

その結果、翌平成15年に武力攻撃事態対処法が、更に平成16年に

は国民保護法などが、それぞれ与野党含め圧倒的多数の賛成を得て成立し、戦後50年以上を経て、ようやく有事法制が整備されたわけであり、これは、我が国の国家としての基盤がきちんと整備されたことを内外に示した画期的な出来事でありました。

そして、有事法制の整備の後、我が国の安全保障政策上残された大きな課題であった防衛庁の省昇格が、この度、遂に果たされた訳であります。

もちろん、安全保障に関する政策課題は、これだけにとどまりません。米国軍隊再編に関する日米の合意の実施、弾道ミサイル防衛システムの整備、国際平和協力のためのいわゆる一般法の整備など、解決を待つ課題は山積しております。防衛省となったからには、このような課題にしっかりと対応して、着実に日本の安全保障政策を前進していただかなければなりません。

最後に、防衛省職員・自衛隊員の方々に望みたいことがあります。それは、省移行を機に、新たな感覚で防衛という任務を担って欲しいということでもあります。政策官庁としての防衛省に相応しく、主体を持って安全保障政策に取り組み、これまで以上に積極的に機能を発揮していただきたい、成功していただきたいと思います。加えて、国民の声をよく聞いていただき、かつ、自衛隊のよき伝統は引き継いで貰いたいと思います。国民の未来は、皆さんの双肩にかかっていることをよく自覚され、国民の期待をしっかりと受けとめた上で、職務に精励していただきたいと思います。

これをもって、私の祝辞といたします。

資料26 弾道ミサイル防衛（BMD）に係る日米共同技術研究に関する内閣官房長官談話

（平成10年12月25日）

- 1 本日、政府は、安全保障会議の了承を経て、平成11年度から海上配備型上層システム（NTWD）を対象として米国との間で共同技術研究に着手することを決定した。
 - 2 政府としては、冷戦終結後の核を始めとする大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散状況を踏まえ、弾道ミサイル防衛（BMD）が専守防衛を旨とする我が国防衛政策上の重要な課題であり、我が国の主体的取り組みが必要であるとの認識の下、これまで所要の検討を行ってきたところである。
 - 3 政府としては、今後の我が国の取り組みとしては、米国との間において、NTWDを対象として共同技術研究を行うことが、最も効率的かつ実りあるものであり、また、かかる日米間の協力は、日米安保体制の信頼性の向上等に資するものであると考えている。
 - 4 宇宙の開発及び利用に関する国会決議との関係については、もとより国会決議の有権解釈は国会においてなされるべきものであるが、政府としては、近年弾道ミサイルが拡散している状況にあるところ、BMDシステムが、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であることを踏まえれば、BMDシステムに関して我が国が主体的に取り組んでいくことは、本件国会決議の趣旨及びそのよって立つ平和国家としての基本理念にも沿ったものであり、国民各位の御理解をいただけるものと考えている。
- なお、この関連で、本年9月、衆議院においてなされた北朝鮮によるミサイル発射に関する国会決議において「政府は我が国国民の安全確保のためのあらゆる措置をとる」べきこととされているところである。
- また、BMDに係る日米共同技術研究における武器技術供与は、対米武器技術供与取極の枠組みの下で実施されるものである。
- 5 なお、本件は技術研究であり、開発段階への移行、配備段階へ